

一般競争入札に係る質問・回答

入札件名	令和4年度上期医薬品の購入（単価契約）
公告日	令和4年2月10日

質問1	<p>現在、麻薬1と麻薬2のメーカー山になっていますが今年度新たに採用になった品目(オキシコドン内用液の4品目)が麻薬1の山に入っています。この事によりこの4品目のみ扱いの無い卸は麻薬1の入札に参加できない事となり公平な競争が行われないと考えます。上記の事から日本臓器製造の4品目は別山にて入札の再考をご検討して頂けないでしょうか。（同趣旨の質問あり）</p>
回答1	<p>麻薬の調達に当たっては、麻薬以外の医薬品と比して事務処理上の手続が煩雑であることから、納入者数が多くならないよう山（入札群）の数を少なく設定してきました。しかしながら、新規追加品である日本臓器製造の4品目については、取扱い卸が限られるため、結果として同一群の他の麻薬についても公正性や競争性が阻害されるなどの事態が想定されます。</p> <p>したがいまして、御指摘の4品目は今回の入札からは除外し、必要な際は別途調達を実施することとし、資料「01_kokoku.pdf」「02_入札説明書.pdf」「04_物品購入仕様書（R4上期）.pdf」「05_1_令和3年度医薬品入札書・明細書.xlsx」を修正します。</p>

質問2	<p>以下の取扱い卸の限られる品目が、メーカー群（山）の中に含まれております。差し支えなければ単独品にしていただきたいのですが、いかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積連番493：サノフィ・エボルトラ点滴静注20mg 20mg20mL1瓶×1瓶 ・見積連番510：サノフィ・サークリサ点滴静注100mg 100mg 5mL 1V ・見積連番511：サノフィ・サークリサ点滴静注500mg 500mg 25mL 1V ・見積連番909：バ イエル薬品・ジビイ静注用2000 2,000国際単位1瓶×1 ・見積連番910：バ イエル薬品・ジビイ静注用3000 3,000国際単位1瓶×1 <p>（同趣旨の質問あり）</p>
回答2	<p>今回の入札を実施するに当たって、入札群（山）の設定の参考とするため、現に病院と取引のある卸売業者には、各医薬品の取扱いが可能かどうかを確認の上で設定しました。</p>

	<p>御指摘の品目は、通常、サノフィやバイエル薬品の医薬品を取り扱っている卸でも取扱いのない医薬品であることが確認できました。</p> <p>したがって、御指摘の品目は単独品目として入札することとし、資料「01_kokoku.pdf」「02_入札説明書.pdf」「04_物品購入仕様書（R4上期）.pdf」「05_1_令和3年度医薬品入札書・明細書.xlsx」を修正します。</p> <p>また、同様に取扱う卸が限られる医薬品が4品確認できましたので、同様に単独品目とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武田薬品工業 ブコラム口腔用液2.5mg ・ 武田薬品工業 ブコラム口腔用液5mg ・ 武田薬品工業 ブコラム口腔用液7.5mg ・ 武田薬品工業 ブコラム口腔用液10mg
--	--

<p>質問 3</p>	<p>* 現在、後発品を中心に出荷停止や出荷調整をしている品目が多数あります。流通はしているものの使用施設限定の紐付き出荷の品目や卸への出荷総数が決まっている品目は、メーカーに報告しても出荷卸の変更は数か月後、または変更できないこともあります。病院様にご迷惑をお掛けすることが無いように、4月1日以降に直ちに用意することのできない品目、そのような品目が含まれる項番は、取り扱いがあるとしても辞退せねばならないか、と考えております。事情をご理解いただきたいことと、本入札での出荷調整品目の扱いについてお考えがございましたらお聞かせ願えますか。</p>
<p>回答 3</p>	<p>今回の入札を実施するに当たって、一者流通品や製造中止の情報がある医薬品については、単独品目に入れるなど、全体の調達への影響が及ばないように配慮しています。出荷停止や出荷調整については、入札公告後や契約履行期間中においても発生する可能性があり、調達において対処することは難しいと考えています。契約履行時には出荷停止や調整の情報収集に努め、可能な限り円滑な調達をお願いします。</p>

<p>質問 4</p>	<p>別記 契約単価変更に係る特記事項について 第2条3項 「変更後の契約単価＝変更前の契約単価×改定後の薬価／改定前の薬価」と記載がありますが、随時薬価改定の際は、薬価改定前の薬価差率に合わせた納入価を基本に協議を行うという解釈でよろしいでしょうか。</p>
-------------	---

	<p>薬価改定を跨ぎますと、環境が変化致しますので、同薬価差率を協議の前提にするという契約内容には、対応致しかねますので、同内容に関しては、再検討の程、お願いできませんでしょうか。</p>
<p>回答 4</p>	<p>特記事項第 2 条（第 1 項～第 5 項）は、4 月 1 日以外に行われる随時の薬価改正に適用される条文です。</p> <p>随時に薬価が改正された場合、契約単価の変更は行う必要があると考えています。</p> <p>契約単価の変更を行うに当たっては、合理的な決定方法を定めておく必要があると考え、協議は該当の計算式によることとしています。</p> <p>なお、「これによりがたい場合には、前項の書面にその理由を付すこととする。」と定めております。</p>

入札に参加される方は、「01_kokoku.pdf」「02_入札説明書.pdf」「04_物品購入仕様書（R4上期）.pdf」の変更内容を確認の上、必ず新しい「(修正後)05_1_令和4年度上期医薬品入札書・明細書.xlsx」により、入札を行ってください。